

## 令和6年度愛媛県海運利用トライアル事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、予算の範囲内で、愛媛県海運利用トライアル事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

### (目的)

第2条 本補助金は、県内の荷主企業又は物流事業者が、新たに県内港を利用する貨物輸送に対して、その海上輸送経費の一部を補助することで、トラック等の輸送から船舶輸送への転換（モーダルシフト）を図るほか、県内港利用をより一層促進し、航路の維持・拡充を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 荷主 自らの事業に関して貨物を継続して物流事業者に輸送させるものをいう。
- (2) 物流事業者 貨物利用運送事業者、貨物自動車運送事業者、海上運送事業者、港湾運送事業者又は倉庫業者をいう。

### (補助対象者)

第4条 本補助金の対象者は、愛媛県内に事業所等を有し、次のいずれにも該当しない荷主又は物流事業者とする。

- (1) 暴力団（愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2項1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第条第3号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）
- (2) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められる者
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与していると認められる者
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められる者
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (6) 県税に未納がある者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の趣旨・目的に照らして知事が特に除外するものと認

める者

(補助対象事業)

第5条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、別表1で定める県内港を発着する各航路（以下「県内各航路」という。）を利用した貨物輸送であって、別表1の種別に応じた次の各号のいずれかに該当する事業とする。

(1) フェリー航路、RORO船航路、内貿コンテナ航路

申請日以前1年間に輸送実績のない県内各航路を利用する事業（ただし、県内各航路間の転換を除く。）又は減便・休止した県内航路から他の県内各航路に転換する事業

(2) 外貿コンテナ航路（内航フィーダー航路含む）

国内を陸上輸送していた外貿貨物について、県内港の内航フィーダー航路を利用する事業又は県外港から県内港に転換して利用する事業

(補助対象経費)

第6条 補助の対象となる経費は、補助対象事業に要する海上輸送経費とする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表2による輸送手段及び輸送種別に応じた補助単価に、補助対象期間の輸送数を乗じて得た額とし、予算の範囲内で交付する。

2 1荷主当たりの補助金の上限額は100万円とし、下限額は10万円とする。

(補助対象期間)

第8条 補助金の交付対象となる期間は、交付決定日から令和7年2月28日までとする。

(補助金の交付申請)

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認められたときは、補助金の交付決定を行い、速やかに申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは、条件を付することがある。

3 申請者は、やむを得ない事由により、第1項の規定による通知を受ける前に補助金に係る事業に着手する場合は、事前着手届（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更承認申請)

第11条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助金の額を変更しようとするとき

(2) 事業内容の追加や一部の事業中止等の重要な変更をしようとするとき

2 知事は、前項の変更承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認められた時は、変更の承認を行い、補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要に応じ条件を付し、又はこれを変更することがある。

(補助事業の中止又は廃止)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の承認申請書を受理したときは、内容を審査し、適当と認められた時は、中止又は廃止の承認を行い、補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、必要に応じ条件を付し、又はこれを変更することがある。

(補助事業の実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、事業が完了した日の翌日から起算して10日以内又は令和7年3月10日までに、実績報告書(様式第5号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認められた時は、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、精算払請求書(様式第6号)を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書を受理した場合は、受理日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取り消し等)

第16条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は変更することができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱又は補助金交付の決定の際に付した条件に違反したとき

(2) この要綱により、知事に提出した書類に虚偽の記載があったとき

(3) 補助金を交付する目的に著しく反する行為があったとき

(4) 前各号のほか、業務に関する法令違反により行政処分を受けるなど、補助事業者として相応しくないと認められたとき

2 知事は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 知事は、補助金の返還を命じられた者が納付期日までに納付しなかった場合は、未納に係る

金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

- 4 知事は、補助事業者が、偽りその他不正の手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けた場合、補助事業者名及び不正の内容を公表することができる。

(重複受給の禁止)

第 17 条 補助事業者は、同一事業について、複数の補助金を受給することができない。ただし、愛媛県、国、都道府県、市区町村、団体等が実施する他の補助事業等と補助対象経費が明確に区別できるものについては、この限りではない。

(関係書類の保管)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しなければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 1 月 6 日以後に補助金の交付を受けた事業について適用し、同日前に補助金の交付の決定を受けた事業については、なお従前の例による。

別表1

種別	航路
フェリー航路	東予－大阪
	新居浜－神戸
	松山－呉－広島
	松山－伊保田－柳井
	松山－小倉
	八幡浜－臼杵
	八幡浜－別府
	三崎－佐賀関
RORO 船航路	博多⇒松山⇒東京
	三島川之江－宇野－堺泉北－和歌山－千葉
内貿コンテナ航路	那覇－三島川之江－高松－新居浜－那覇
外貿コンテナ航路 (内航フィーダー航路含む)	釜山－釜山新港－広島－今治－松山－水島－福山－釜山
	釜山－広島－三島川之江－松山－釜山
	釜山－今治－水島－福山－松山－広島－釜山
	釜山－釜山新港－徳山－三島川之江－今治－松山－水島－岩国－釜山
	釜山－三島川之江－高松－広島－岩国－細島－釜山
	釜山－高知－徳島小松島－福山－高松－三島川之江－徳山－釜山
	釜山－三島川之江－大阪－水島－三田尻中関－釜山
	釜山－広島－三島川之江－松山－今治－三島川之江－水島－博多－釜山
	那覇－志布志－八代－釜山－松山－大分－細島－志布志－八代－那覇－基隆－台中－高雄－那覇
	上海－大阪－神戸－松山－上海
	上海－三田尻中関－水島－福山－三島川之江－広島－上海
	釜山－福山－徳島小松島－今治－水島－細島－釜山
	神戸－松山－神戸
	神戸－三島川之江－神戸
	神戸－今治－神戸
	神戸－新居浜－神戸

別表2

輸送手段	輸送種別	補助単価（円）
コンテナ	12ft コンテナ	8,000
	20ft コンテナ	14,000
	31ft コンテナ	20,000
	40ft コンテナ	26,000
トラック	全長6m未満	4,000
	全長6～8m未満	8,000
	全長8～12m未満	15,000
トレーラー	-	24,000